

軽自動車・原動機付自転車などの変更手続き

税務課 内線261～263

軽自動車税の納付書は5月に送付しますが、課税基準日は4月1日です。保管場所のある市町村において課税されます。お持ちの軽自動車や原動機付自転車について変更があった方は、3月31日(水)までに必ず届け出てください。

届け出をしないまま次のような状態していると、その後も税金がかかります。すぐに届け出をしましょう。

- 町外に転出した。
- 人に譲った、あるいは盗難や紛失で手元にない。
- 盗難に遭ったまま、警察には盗難届を出したが、役場には届け出をしていない。
- 故障などで使用しなくなった。

①原動機付自転車・小型特殊自動車

役場税務課で手続きをします。廃車手続きには、印鑑、ナンバープレート及び標識交付証明書をお持ちください。

②軽自動車（三輪・四輪）・二輪車（125cc超）

車種	手続き先
三輪・四輪の軽自動車 (排気量660cc以下)	軽自動車検査協会(湘南支所) ☎0463-54-8825
二輪車 (排気量125cc超)	湘南自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2038

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

税務課 内線265～267

固定資産の所有者で、土地にかかる納税者は「土地価格等縦覧帳簿」、家屋にかかる納税者は「家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧することで、他者が所有する固定資産と自己の所有する固定資産の価格(評価額)の比較をすることができます。

また、固定資産税は1月1日現在で台帳に登録されている固定資産の価格により課税します。昨年中に土地・家屋の売買、土地の地目変更・分合筆、家屋の新増築・滅失(取り壊し)などをした方は、自己の所有する固定資産の平成22年度の課税内容について、課税台帳によりご確認ください。

このほか、標準地・路線価図についても閲覧ができます。

【縦覧期間】 4月1日(木)～5月31日(月)

(土・日・祝日を除く 8:30～17:15)

【縦覧場所】 税務課資産税窓口(役場第2庁舎1階)

【縦覧対象者】

湯河原町に土地または家屋を所有し、平成22年度に固定資産税を納税する方(同居の親族、納税者から文書で委任された方、納税管理人、固定資産の共有者の方も可能です。)

【持ち物】

運転免許証、パスポート、平成22年度固定資産税納税通知書などの本人確認ができるもの

その手続き 忘れていませんか

町県民税・所得税などの 申告は正しくお早めに 申告期限は3月15日(月)です

税務課 内線261～263

期限が近づくと窓口が大変混雑しますので、早めに申告しましょう。

申告相談・申告受付会場	問合せ
湯河原町役場 第2庁舎3階会議室	☎63-2111
小田原税務署	☎35-4511
青色会館5階大ホール (旧県合同庁舎)	☎24-2613

国税電子申告・納税システム(e-Tax)をご利用ください。

国税の申告や納税が自宅やオフィスでできる便利なサービスです。

詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

障害者控除対象者の認定申請

介護課 内線344

障害者手帳などを取得していない「65歳以上の寝たきり老人などの方」(おむね要介護4・5の方)でも、町の認定を受けることにより、所得税や住民税での「障害者控除」の対象となります。介護課で認定申請を受け付けています。

おむつ代の医療費控除証明書

介護課 内線347

おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、毎年の確定申告の際に、寝たきり状態であること、及び治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行したおむつ使用証明書が必要となります。

ただし、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方で、介護認定にかかる主治医意見書の内容で確認する事項に該当する方については、医師が発行したおむつ使用証明書がなくても、町が発行する証明書にて、おむつ代について医療費控除を受けることができます。